

# 新型コロナウイルス感染症に係る 「介護予防・日常生活支援総合事業」の臨時的な取扱い

やむを得ず休業を行った場合の報酬算定について

令和4年8月10日 浜広介第290号

浜田地区広域行政組合 介護保険課

## 6 新型コロナウイルス感染症に係る「介護予防・日常生活支援総合事業」の 臨時的な取扱いについて

### 本組合の取扱い

新型コロナウイルス感染症により休業要請を受けた場合又は感染防止の観点からやむを得ず自主的に休業を行った場合には、次のとおりの取扱いとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、利用者が自主的にサービスを利用しなかった場合には、月額報酬算定とします。その際、利用者には、利用回数が減った場合でも月額報酬に対する自己負担額が発生することを説明してください。

本通知に基づいて取扱いがなされない場合には、**過誤調整を要する**こととなりますので、ご注意ください。

# 1 事業所を休業し、利用者に対して介護予防サービス・支援計画等に基づく適切な利用回数のサービス提供ができなかった場合

該当する利用者については、月の総日数から休業期間（定期休業日を含む）を差し引いた日数分の日割り計算

例1：8/1（月）～8/5（金）を休業した場合

- ① 営業日が月～金、休業日が土・日 の事業所  
→ 7日（8/1（月）～8/7（日））分を除く。
- ② 営業日が火・木、休業日が月・水・金～日 の事業所  
→ 8日（8/1（月）～8/8（月））分を除く。

例2：8/2（火）～8/4（木）を休業した場合

- ① 営業日が月～金、休業日が土・日 の事業所  
→ 3日（8/2（火）～8/4（木））分を除く。
- ② 営業日が火・木、休業日が月・水・金～日 の事業所  
→ 7日（8/2（火）～8/8（月））分を除く。

## 2 事業所を休業したが、利用者に対して介護予防サービス・支援計画等に基づく適切な利用回数のサービス提供を行った場合

休業の影響を受けず、**介護予防サービス・支援計画等に基づく適切な利用回数のサービス提供が行われた利用者**については、**通常**の月額報酬算定

例：休業期間中に利用予定がなかった利用者

休業期間中に予定されていたサービスを、利用日の振替などによる対応により適切な利用回数のサービスを提供した利用者